

鎌倉時代の服飾變化とその社會的背景 (上)

櫻 井 秀

鎌倉期の時代的特徴を簡言するは容易ならず。

當時の文化は平安朝のそれと異なりて二元的色彩の著しきものあり。従て社會生活の諸方面を通じ東西文化を統一的に概論するの至難なるは、言を俟たざるべし。故に本編に於ては主として京都系文化の方面より見たる時世の傾向を指摘し、更にその服飾界に投影せし事實を考へんとす。

一

鎌倉期に於ける京都系文化の状態は、一面よりいへば前代文化の繼續なりといふべし。然れども、單なる繼承にはあらずして、簡易化せられたりと思ふべきならむ。また他の一面よりいふときは、

新なる文化要素の吸收せられしもの頗ぶる大なるを認めざるべからず。而して所謂「新文化要素」なる者は、更にこれを二類に分つべし。一は海外より流入移植せられしもの、他は武家階級のそれを模擬せんとする傾向に伴へる關東風の影響なりとす。

當代人士の外來文化に對する慾求は頗ぶる盛なりしが如く、「新しきが故に」歓迎せられて事物の多かりし點も恐らく現代と類する者あるべし。明月記嘉祿二年五月十六日條に、
傳聞去年宋朝之鳥獸充滿于華洛、唐船任意之輩面々渡之歟、豪家競而參養云々
などいへるを時人の新來動物に對する好奇的耽溺

を想像せしむ。花園院御記にも新來の「唐犬」⁽³⁾を獻れる者ありしこと見ゆ。かゝる傾向なりしかば、宗教學藝の方面にも新風俗の興れるもの頗ぶる多し。嘉祿二年泉涌寺に於て「皆式宋制」⁽⁴⁾なる安居等の行はれしあり。朱子學の流行も宋風書道の盛なりしこともみなその證にして、それ等の詳細は本編の盡し得るところにあらず。

次に武家文化の影響について考へん。武人階級は平安朝を終るまで未だ殆ど文化的自覺を有せざりしと見るべく、その覺醒は鎌倉初世以降のことなりとす。彼等の有する實力は前代の季世よりして強大なりしといへども、源家の覇業新に成るやその基礎更に堅きを加へたりき。承久以降に至ては改めて言ふまでもなく、從て「武士風」の京都系文化に對し少なからざる影響を與へしこと疑を納れざるなり。單に風俗的方面のみについて考ふるも、その證頗ぶる多きを知る。(そは下文に於て

述ぶるところあらんとす。後章參照) また當代に起れる傾向の一として觀過すべからざる庶民階級の向上及それ基ける影響にして公、武兩階級は或程度の文化的刺戟を蒙れりならむ。而して彼等の間には前代に於ける生活狀態よりする自然の結果と見るべき貴重なる文化要素の存在せしことをも觀過すべからず。所謂貴族階級に於ける純日本的(?)文化なる者は、隋、唐、宋、文化の流入によつて著しく著彩加工せらるゝを免れざりしにもかゝはらず、彼等はそれに反し比較的容易に上代以來の「或る物」を本來の形態に近く維持し得る地位にありしを考へらる。故に庶民の向上なる事實は、貴族間に於ける國風復興の氣運と相俟つて大陸系統のそれにあらざる別種の文化要素を培養成長せしむるの結果を來せしことも疑を納れざるなり。鎌倉期に於ける庶民階級の有力者は洛中一定の地域にこの居住を占有し金力を背景としてこ

の威福を恣にしつゝありき。明月記文曆元年八月五日條に、左の一節みゆ。

一昨日火事、實説烏丸西、油小路東、七條坊門南、八條坊門北、拂地燒亡、土倉不知員數、商賈充滿、海内之財貨只在其所云々黃金之中務爲其最、自翌日皆造作

云々商賈富有之同類相訪如山岳積置^中、飯酒肴不可勝計

當時の社會に於ける富豪の占居地とこの代表的人物を知り得べく、所謂「黃金中務」は金力により中務省被管の一職に任せられ居るものと推せらる。

「黃金中務」を以て同じく本書に傳へらるゝ「參河守清綱」に比較するとき、地位に基ける尊卑の階級が、金力に基ける貧富の相違に推移し行く状態を知るべきなり。

註

(1) 反感を招きし事實もまた少なからず。元享釋書卷二榮西傳に禪徒の死體異様にて甚しく民情を害せしことを載せたり。

されど、是等は要するに例外視すべきものならむ。

(2) 御記元亨元年三月二十六日條。

(3) 元享釋書十三俊落傳。

(4) 入木抄による。類從四百九十四所版、宋榮流行の納は花園

院御記に多く見ゆれど一々あげず。

(5) 明月記嘉祿二年十月二十二日條。

二

廟堂生活者の公務に眞摯ならざりしこと當代を通じて然りといふを得べし。末代之人以如泥爲先萬事只有催促之煩更無合期之事」と歎せられ、日夜に先ち白馬節會の行はれしとて驚異を値せし如きは單に平安朝宮廷の餘習を傳ふるものとのみ解すべからず。されば有志のこれを歎する者も少なからざりならむ。明月記建曆二年十一月十二日條には、五節の儀について、

代始嚴重之儀似無證、近代事萬事只遲意、^中略入夜參院

近習之輩爲見物多徘徊、相待之間、及丑時無音

かくの如き事實を傳ふ。専ら趣味に生んとする廷臣等に對しても多少の魅力あるべき「五節」のそ

れさへ、此種の状態を免れざりしなり。されば、その他の公事に處する卿相の行動また察すべし。

稀に多くの参列者ありとしてもそれは單に形式的集合に過ぎざるもの多かりき。花園院御記に正和六年正月十六日

條日

今後節會略公卿濟々間、多不能堂上、参列以後直退出

十人許着座(下略)

のみならず、参列者の態度は甚しく朝儀の舊慣を無視すること常例なりしに似たり。されば評者或はいふ。

近代横謀之輩以失禮稱家説、尤奇怪事也云々

(明月記建保元年五月廿九日條)

此種の遁辭を以てその非行を掩はんとせる者は未だ恕すべく、時世の流れに従つて無意識に朝儀を無視するの徒は更に多かりしならむ。「近代無識少年等、暗禮儀不可驚、……只世之陵遲歟」との解は當れるに近きを想ふ。これ等の頽廢的傾向に

對し、一部識者の實行せんとせしは復古運動なりとす。即ち過去の盛時を顧みて現實の境遇を改造せんと期圖したりき。さりながら、かくの如き方法を以て時世の潮流を動かさんとするは餘に時人の心中を察せざりしものといふべし。「近代人意、輕古重今、弃舊好新」のとき、單純なる過去生活の復活を夢みんとするも得べからざるなり。平安朝季世に於ける左府頼長の思想、鎌倉初世にありし關白兼實の態度等は要するに衰世の結果なりと信ずる社會現象を、盛代なりと考ふる過去のそれの如くならしめんと欲せしものゝ如し。兩者の精神が共に實現せられずして已みしは自然の勢ならむ。

時世の傾向は右の如くなりしといへども、公事に眞摯ならんと期せしも全然なかりしにはあらず。然れどもそれ等の卿相をして已むなく公務を忌避せしめし事情の存せしことまた明なり當時の

廷臣等は特に幸福の地位に立つ者を除いては一般
 的財政難に支配せられ、しかも公事參列に際して
 は著しき失費を豫想せざるべからず。加ふるに上
 の如き犠牲を忍んで奉公の至誠を敢てすとも、所
 縁なき人々は生涯を失意の境に置くの他あらざり
 き。されば往々にして東國移住を斷行し武家社會
 の中に知己を見出さんとするものあり。東方人士
 の多くは此種の下向者を好遇せし如きも、往々に
 してそれに反する事實あり。彼等の生活たる進退
 共に難かりしものといふべし。

かくの如く廷臣生活者の大部は失意の境に立ち
 従て政務に屬精を缺くを免れざりし結果は果して
 如何、——事實は極めて興味ある結果を教ふ。次
 節に少しくその主なるものを指示すべし。

註

(1) 玉葉文治四年正月七日條。

(2) 同書建久二年正月六日條に「申剋諸卿參入。中略白馬渡。略中

近年未有此例、尤可謂早速」云々をみゆ。

(3) 玉葉建曆二年十月二十四日大嘗會御禊定條に參列者三人の
 みなりしを述べて「甚以無人、近代事如此、可謂違例、人々不
 忠以之可知」をみえ、花園院宸記正和六年三月十七日條には
 「今日石清水臨時祭也、略公卿無人無極、只四人也、兼日領狀
 者九人也」といへり。類例一々あげず。

(4) 明月記嘉祿二年正月十五日條及三月二十八日、五月二十九
 日等條參照

(5) 玉葉文治二年五月二十三日條。

(6) 明月記嘉祿元年五月二十八日權大納言公宣の薨を叙し、「心
 操頗有廉直之氣、中略常著朝衣有勤公事之心」云々を。

(7) 吾妻鏡建仁二年九月二十九日條に見えし紀行景之山口有綱
 の論争はその好例とすべく、關東人の反感を招くこと少なからざりしを知らる。

三

少年政務官の續出は鎌倉期の廟堂生活に於ける
 特色の一なるべし。その原因は成年者の實務忌避
 を補充する爲めと、政務の形骸化が少年を以てし

てもその任に堪へしむる場合の多かりしとに基くものなること疑ふべからず。此種の類例は一々あるの要なかるべけれど、

今夜左大臣殿令蒙關白宣旨給略御厩別當左少辨定頼猶子參河守定親（小歲許云々希代也）二條中納言息高俊（無官、八歲歟、九歲歟、然而申十一歲之由云々）平戸記仁治三年三月廿五日條

午時許見聞書略雜任文官九人武官廿三人略夕隆範朝臣來談、三男爲綱、頗有書出漢字之志、仍吹舉之、今年十七、任少納言、自愛之由也。明月記、嘉祿元年正月廿八日條

右は僅にその一班に過ぎざれど、かくの如き人々によりて執行せらるゝ實務もまた察すべきならむ。上級政務官は別として、下級のそれにまで此種の慣例を見るに至りしは驚くべく、公家政治の類廢せし程度を推するに餘あらん。朝廷日常の公務が當時の成功者と稀に見る篤志家の犠牲的奉仕と、少年事務官の任用によりて僅に處理せらるゝのと

き多くの實務忌避者流の生活は頗ぶる奇矯なる方面に發展しつゝありき。

學藝に献身従事することによりて世上の實際と自家との間に障屏を設け、不平の念を抑制し或は淨化せんと務めし者はその第一類に屬し、當代に於ける精神文化の維持者は殆ど此種の人々なりとす。これに反し種々の營利的乃至は投機的行動を以て財物を取ると共にまたそのすべてを飲食耳目の非永續的快感を求むるの資に供し去りし者は第二類と目すべし。更に此種の悪性なる者あり。官位を有して公事に従ひしことなく、生活費を副業（と）とするところの盜犯に求めて恠しまざりし徒輩は即ちそれなりとす。明月記にはく

入夜宰相來、前中將忠嗣。中年來之間成群盜、其青侍不堪怖畏、語二品家人、檢知其住所之所、甲冑弓箭以下打松等其具足多儲之、二品喚寄剃頭送入于高野了、衣食事猶可扶持云々（嘉祿二年六月廿三日條）

此種の事實は夙に平安季世よりして存在すといへども、當代以降その甚しきを加へしものゝ如し。檢非違使廳は殆ど無能なりしのみならず、武家のそれに處せし對策も期待せられし程度の効果を得ざりしと考へらる。かゝる時世に宮廷生活を擁護せし微妙なる勢力ありしとすれば、そは京都系文化の東方人士に對する魅力に他ならずといふべし。

而して事實は此種の勢力が頗ぶる大なりしを告ぐるに似たり。有力なる中級武人の朝廷に於ける下級職員を志願し、名譽奉仕の榮を得んとせし者なごありしことは上の推測を確證するなるべし。左にたゞ一例をあげんとす。勸仲記永仁二年三月五日條にいはく、

關東甲斐宮内權大輔宗秀子息、藏人左衛門少尉貞秀今日初參中略侍中方事、説春扶持之中略。昨日響應主殿司十二人、人別砂金二十兩小袖二檀紙二十帖云々少舍人等饗應之時出直垂五十領云々

本文いふどころの「貞秀」は家門の富有なること、及一個の宮廷勤務志願者なりしこと殆ど疑ふべからず。彼は次で殿上臺盤の式を行へり。當時の人は傳へていはく

禁中男女上下成群如稻麻竹葦云々貞秀取兩貫首次酌、其其麻麻神神妙妙有有度度云々(勸仲記同月六日條)

公家的生活を愛好し、また京都系文化を理解し得る武人も逐次その數を加へ來りしなるべく、南北朝、室町の世に及び、東西、公武文化の融合を見るに至るべき素地はかくして形成せられたりしならむ。

註

- (1) これについては「鎌倉時代に於ける貴族の生活」
- (2) 百鍊抄八治承三年五月十六日條。
- (3) 吾妻鏡 文治三年十月三日條に「近代使廳沙汰逐日羸弱、偏如鴻毛、中略就中實犯之罪、中號武士之威之時使廳弱迷成敗」云々といへる如き、好例なるべし。

朝廷を中心とする公家階級の生活については上文に述ぶるところの如し。然れども、當時に於ける實力の所有者が全く卿相間に影を没せしにあらざることを俟たず。たゞ有力者たるの方法條件等の特殊なる者ありしのみ。而して所謂「特殊」の方法たるやは婚姻政策の濫用なりといふべく、他は「南賈」の行動を敢てするに他ならざりき。左にその甚しき實例と、それ等の忌はしき勢力獲得運動の生めりし悲劇を説かんとす。

後堀河帝の朝に威を宮廷に振ひし大納言實宣なる者あり。彼の家庭生活史は頗ぶる奇恠にして此種の行動を常習とせし人々の典型とも見るべきならむ。明月記に傳へていはく、

雜人説云、來八日前大納言實宣卿執鞞左宰相中權勢與將盛兼郷

權勢尤有其理中略大納言在世之間行歴甚多、但少年之時

最初爲基宗鞞中略壯年中略四位中略爲中略東中略時政中略以中略家地與中略朝臣中略略

二品超上中略藤四人補藏人頭任參議、喪其妻之後又迎二品所養小女中略（有雅卿女）爲若妻中略承久之亂世周章即逐若妻、即爲新主御乳母。「夫」原文缺、施其威中略今又成此婚姻、實是天下第一之賢感歎可貴（下略）

定家の反語頗ぶる興味ありといふべし。かくの如く婚姻關係を全く或種の榮達術なりと考へし結果は、笑ふべく憐れむべき多くの事實を殘すこととなりぬ。定家またいはく、

少將入道公棟嫁新妻獨歩云々時房朝臣子、次郎入道之舊妾也、中略本妻常海之女又不離別、猶相兼歟

これまた實宣一流の賢人なりしを知る。しかも、その「新妻」なる者は「本自大飲、列座于衆中盃酌」を憚らざる Mannweiper にして、彼も忍び難かりしと見え、「無釋離別」の已むなきに至れり。是等はたゞ笑話たるに過ぎざらんも、右の如き父兄によりて生活を指導せらるゝ子弟の困厄想ふべきものあり。少しく遡て平安朝以降の上流階級に

ついで考ふるに、現代人士の近代文化の所産なりと誤信する思想の多くは夙に存在せしことを知るべし。所謂「戀愛の自覺」についても王朝の文献は明にその存在を證せり。されば、上文いふが如き政略的婚姻の強制によりて純眞の情操を迫害せられし人々の態度は容易に想像せらる。明月記嘉祿二年正月二十九日條に參議右中將公賢の遁世を記していふ。

自剪本鳥置厨子内、不知行方逃去、惡相悲泣、事已一
定云々は月來雖舉過分官位、内無恩顧之志、其心偏好
權門富有之婚姻、禁制無緣之妻妾之餘、爲懲子息之心
出仕之計以下全無其扶持中略如此事心勞之故、月來發此
心云々禁裏近臣之中適心操落居云々可悲事也、嚴父賢
慮之餘還失一子歟(下略)

前述せし婚姻政策の雄者なる實宣の家庭に本文の如き悲劇の發生を見しは留意に値するならむ。

權門勢家と親族關係を結びて自家境遇の發展維持を謀れる人々とその家庭の暗黒面はほゞ右にい

ふどころの如し。次に右の如き態度に出でざる人
或は出づるの機會なき者——にして、實力を把握
するの途は、營利的行爲を常習とするにありき。
二三の實例をあぐれば「公家新制」に左の一節み
ゆ。

一、可正員僧綱撰其人事

中略近來官藏人方行事所恣納律師任料頻致吹舉
云々。

職權を利用し公然かゝる態度に出づるは當代一般
の風潮なりしと考へらる。然れども、不幸にして
その罪狀を糺彈せらるゝ者もまた無かりしにあら
ず。明月記に見えし三位長季の失敗はその一證な
るべし。

或人云、三位長季卿書任僧綱事露顯被處恐懼云々

(嘉祿二年六月六日條)

さりながら、此種の事實は、失敗者の適當の擁護
者を有せざりしに基けるのみ。當時買官賣爵の事

實は盛に行はれしが故に、志望者の成功を條件として謝金を收むるが如き不良なる慣習の形成せられしも自然の結果ならむ。上文に述ぶるところはたゞその一端として見るべく地位保全の急に迫られし卿相等の暗黒面は悉く得べくもあらず。

註

(1) 嘉祿二年六月三日條。

(2) 同書同五月二十七日條。

(3) 及(4) 六月十日條。

(5) 別編に述ぶべし。

(6) 明月記二月六日條によれば、公賢の室二人あり。光俊卿女十八は先妻にしてその愛憐する人物なりしと見ゆ。後妻は二十六歳と傳へられ、權門關係の女子なるべし。公賢の近世するや、兩者また相ついで落飾せり。

(7) 弘長三年八月十八日宣旨(續々類從第七法制所收)

(8) 定家はこれについていはいはく、「近代職事辨官度々有此事略彼卿依^レ無^レ絲^レ恐懼^レ而已^レ」云。(嘉祿二年六月十二日條)驚くべきなり。

五

霸運鎌倉の地に盛なりし一代を通じて服飾界の變化を通觀するは容易にあらず。故に今はその主要なる特徴三種のみをあげ、他は別著に譲らんとす。即ち

一、服裝構成の簡易化

二、服飾中心點及着裝中心點の推移

三、庶民的服飾の發展

以下右の三項について概説すべし。

服裝構成の簡易化と稱するは主として服制上に現はれざる實際的變化をいふ。例せば、均しく「東帯」の名を以て呼ばれしにもかゝらず、平安朝と當期のそれとは着裝狀態に大なる相違ありし如きこれなり。試みに二三例をあげてその實際を示さん。

東帯は中古朝廷の公服として最も代表的なる着

装型式なりといふべし。さればその名稱も江戸時代を終るまで連續使用せられしこと汎く人の知るところなり。さりながら少しく進んで、所謂「東帯」の名によつて當然想像せらるべき内容を考ふるときは、時代に伴へる變化の著しきものあるを發見すべし。左に少しく平安季世のそれと鎌倉

平安末期の東帯については、平時信記大治五年

十月一日條に、

朝觀行幸略中

御東帯一具、御袍、御甲臂加緒、御下襲、御相御單、

表御袴、大口、御襪中已上御服所

本文には打衣を缺く。これ恐らく當時の流例に従へるものなるべし。下襲下は鎌倉以降も使用せられしかど、三條裝束抄には「近來下襲上下別に切て用之」といへり。また甲臂も五節の如き特殊の際に

あらざれば省て用ゐられず。これも同書に「春秋尋常之時近代不着之、定事也」と見ゆ。

更に留意すべきことは、中古の服飾構成には、重要な意義あしり「相衣」の勢力失墜なりとす。

當代の初世以降その着用範圍は著しく制限せられしこと飾抄卷上にいふところにも明ならむ。

自十月一日至三月晦日、尋常三領練單衣略但三月二

日未、頗及暑氣者衣一領中略自四月一日注至五月十餘日

(近代五月不着衣)用單衣、中略自五月十日(近代四

月下旬猶如此)至八月十四日平絹生單衣中略自放生會比

至九月九日、綾生衣一領(平絹生單衣也)至九月晦着之

無難中略自十月一日張衣三領(見上)

(衣付單條)

然れども、本文いふところは、未だ比較的舊勢力の存在せし時代のそれのみ、季世に近きとは、冬の時、計の事也夏は不着之、中略但近年略之條常事也。中凡東帯の相は一領の外不着之、三條裝束抄と傳へら

れ、小袖に全くその職能を奪はれ去りしと知らる。

されば打衣の如きも省略せらるゝを恒とし、五節などに際して僅に着装の舊風を存せしのみ。後「照念院裝束抄」には、

束帶下紅打衣事

近代常時略之不着用、如袒襦之時着之、

またいふ束帶

濃裝束事上階以前着之、但可依年齡歟中略濃打袒近代尋常時略

尋常之時強不着之。

改濃裝束着紅裝束事多上階後着之中略紅打袒近代尋常時強不着歟

是等の類例他に頗ふる多しといへども、今は記さず

上文にいへる如き服装構成の簡易化は女装に於ても均しくこれを認めらる。即ち

(イ) 表着

表着の省略は鎌倉以前にもその例なかりしにあ

らざれど、當代に至てはこれを省くの風汎ねく一般に行はれんとす。されば特殊の儀禮に臨みても往々その着否を疑惑する者ありしに似たり。また女官等の間には自ら一定の慣習を生じ、掌侍以下はこれを省くの制ありき。常盤井相國記寛元々々年正月二十三日條に、尾張内侍の服飾を述べていはく、

尾張内侍裝白衣、濃打衣濃袴蘇芳衣着葡萄染唐衣白腰裳等也、件内侍宮御方女房也、然主上御前有使之間用之、内侍不着上着、然而爲此御方役之上、乘此御方出事之時又着表着、仍今日着之、

本文によれば、此種の慣例は當時既に故實化して承認せられしものなるを知るべし、竹林院左府記にも正應二年正月踏歌のとき中宮より進せられし舞妓について、「各五衣、裳唐衣不重表着持扇」云々といへり。

十六日條

(ロ) 打衣

これまた省略せられしこと少なからず。三長記建久六年八月十二日條に、

聊有御産氣中略近習女房等著白裝束候御座邊(白衣唐衣 白生袴、不着打衣張袴)

なごいへるはその一證なりとす。

(ハ)裳

特殊の大禮ならざる限り、裳を着けざるの風ありしと考へらる。應長元年三月二十五日皇女の御五十日に際し、奉仕の乳母裳を省きしこと某記の傳ふるところなり。これのみならず、平安朝に於て重大視せられし裳着の風習も、鎌倉初世以降殆ど行はれず。増鏡今日のひかけ卷に

西園寺の大納言實兼の姫君いつしかまいり給中略六月二日入内あり、その夜まづ御もぎしたまふ

といひ、灌子内親王のその儀を行はれしなどは稀有の例として見るべきものと知るべし。花園院も御記に、

傳聞今夜一品内親王於清涼殿着裳云々被追延久例云々近代無着裳之人、繼絶之義歟

(正中二年八月十六日條)

かくの如く述べさせ給へるあり。以て上の論旨を確證するに足らむ。

註

(1) 飾抄卷上、打衣條に「近代多不着之、尋常之儀雖冬束帶着打衣云々」といひ、保延四年十一月二十三日に宇治左府の打衣を省きし例をあぐ。

(2) 上皇御錫紵部類所引經繼朝臣記正應五年九月二十七日條に上皇の御服を詔し、御下襲、上下繼連如下如例略さみゆ。されば或種の服制に限り、古風を存せしこと知るべし。

(3) 玉榮承久二年十月九日條に女房は必ず表着を裝ふべしといへり。

(4) 后宮御着帶部類所引

(5) 伏見宮記録所收「佚名記」

六

更に方面を新にして考ふるときは、當代服飾界

の著しき特色に想到するを得べし。上文に服飾中心點及着裝中心點の推移といへるは即ち此種の事實をいへるなり。先づ前者より少しく記すところあらむ。

公家階級に於ても、束帶衣冠等は既に服飾界に大なる勢力圏を有せざりしこと言を俟たず。それ等は全然禮裝化し去りて日常生活とは密接の關係を有せざりき。然らばそれに代れるものは何ぞや、少しくこれを實例に求めれば、玉葉建久三年三月十日條に、

著直衣參内、依被發遣佛舍利於諸社也、即主上著御々直衣中略へ御引直衣如恒、白御衣、一單衣、紅張袴等也、不著御打衣也)

なごいへる一節みゆ。正治二年四月賀茂祭に於ける東宮使の引見に際し儲皇の御引直衣なりしことも東進記の傳ふるところなりとす。是等に徴して直衣を以て束帶に代用せんとする傾向を認め得べ

く、また公式ならざる生活に於ても、類似の状態ありしを知らる。玉葉建曆二年八月二日條に「大納言被來、予引懸直衣請之」云々といへるは以てその證となすに足らむ。直衣の服制上に於ける向上は略右の如し。それについて、最も多く日常、私の生活に應用せられし服飾は狩衣にして、直垂と共に當代公家階級の中心的服飾なりと認むべし。

(古くより行はれし水干裝束も、また多く遠路の往來に服用せられしこと知らる)。

狩衣着用範圍の擴大は恐らく衣冠以上の品よりも經濟的の衣服なりしことに基くならむ。直垂の普及は必しも然らず、むしろ武家式文化の公家に承認せられたりし結果と解すべきを想ふ。當局は直垂の流行を悦ばずして、その禁制を試みしかど、效なかりき。建久二年三月二十八日の宣旨には

一、可停止諸家侍著直垂事

仰○近○年○諸○家○侍○稱○直○垂○有○着○用○之○物○、俗○謂○之○甲○衣○、人○宛○
 之○褻○服○、其○姿○爲○異○其○名○足○禁、兼○又○盡○纓○羅○錦○繡○之○美○
 （下略）

本文にては朝紳の従士等のみに服用せられし如く見ゆれど、實は卿相の私服として汎ねく行はれしなり。次に少しく武家の方面を觀察せん。

彼等の社會に於ける服飾の階級は次の如し。即ち、

束帶、布衣、水干、直垂

右の四等にして水干直垂の二者は服飾中心點なりと認めらる。而して束帶は年始焼飯の式などに稀に着用せられしに過ぎず。

第二級に列すべき「布衣」も果して何物なるか疑はしけれど、恐らく公家式の服飾ならむ。以上の兩式は明に京都系文化の感化を示せるものといふべし。それに反して水干及直垂は武家式服飾の代表的型式なりとす。吾妻鏡^{卷廿七} 安貞二年十月十五日條に、

今夕將軍家御方違入御千小山下野入道生西、車大路
 家中略供奉人（騎馬、五位水干、六位立烏帽子直垂）

本文は水干の比較的上級者に用ゐられしを示すのみなれど、曆仁元年六月に於ける將軍春日參詣の隨員について見るときは、兩者の優劣明白なるを覺ゆ。相摸守重時右馬權頭政村等二十五名の高級武人はみな水干にして、江戸氏品河氏以下の諸士十五人は直垂を服せしに止れることその證なり。年代の推移に伴ひ各種の地質色目等は、互に盛衰興廢の運を争へりしかど、上にいへる如き階級状態は殆ど變化せざりしと推せらる。

註

（1）故に諸郷にして往々其の品を完全に所持せざるものありしと見ゆ。明月記承元二年四月二十六日條に「去十八日少將實時著冬束帶勤陪膳、主上密出御微覽、近日天下只談此事」といふ如きも一例とすべし。彼は院の命により除禱せられし、と本書同四月二日條に出づ。

（2）東進記四月二十四日條。

(3) 着裝範圍の擴大に伴ひ、その地質等の發達向上を見しこま
勿論なりとす。白二倍織物狩衣」の例は三長記建仁元年八月
十一日條にみゆ。他にも華奢なる狩衣多かりし狀は明月記同
三年八月二十四日條等參照すべし。

(4) 三代御符所收。

(5) 經光郷記嘉祿二年九月十四・五日條、同月三十日條等。

(6) 吾妻鏡三十曆仁二年正月一日及二日條に周防右馬助光時右
馬權助政村の束帶を着せしこまをいへり。

(7) 別に所見を述べしものあり。

(8) 吾妻鏡三十嘉禎元年二月九日條にも例みゆ。當時將軍は水干
を着せしなり。

(9) 同書三十曆仁元年六月五日條

七

進んで當代に於ける着裝中心點の變化を考へん。
所謂「着裝中心點」とは、一定の服飾を構成するに
際し主要なる性質を有する着裝品をいふ。——二
種乃至それ以上あり。——これと「服飾中心點」即
ち同時代に併存する多くの服飾様式中にて實勢力

最大なるものを確認することは、服飾史的時代區
分の一基準なりといふべし。前節には男裝をあげ
て證明の資とせしを以て、下文は女裝の方面より
その實例を示すことゝなさん。

服飾構成は特殊の例外を除き、季節に伴ふ變化
あり、從て着裝の中心部も夏冬兩期によりて均し
からず。(秋は夏に春は冬に類似すれども、また少
差あり。今その委曲を説くの邊あらざるなり。)夏
期にありては「單重」(地位、及服制上の階級により
附加すべきものあれど)冬期は衣及小袖をその中
心とす。増鏡今日のひかけに

女御の御よそひはすはうのはりひ、ひ、か、さ、ね、こきひ
へき、こきすはうのうはぎ、あか色の御から衣、こき
御はかま、地すりの御裳たてまつる、女房のよそひお
しなべてみなすはうのはりひ、ひ、か、さ、ね、くれなるの
ひへき、こきはかま、すはうのうはぎ、あをうちばの
から衣、うす色のもの、みへたすき、上下おなじさまな

り(女御鏡子入内條)

かくて八月廿日後に立給ふ。中けふは紅のはりひみつ

かさね、ひへき、おみなへしのうはき、二あひの唐衣

うす色の裳、すべて世人おなじ色のよそひなり、この

ほか威儀の女房八人しろきはりひもへかさね、こきひ

へき、おなじはかま、をみなへしの衣にてさふらふい

づれこなくかたちごもまよけにめやすし(同立后條)

なごいへるは暑時の正装構成に際し、「ひとへかさ

ね」(單重)の有する地位を想像せしめて餘あらむ。

さはいへ、單重が小袖の如く發達することなくし

て已みしことは留意を値すといふべし。その理由

は明ならざれど、公家階級の衰微に伴へる夏期式

服飾構成の廢絶がその一因なるは疑なき事實なり

と信す。

冬期の着装中心部を考ふべき資料も餘に多けれ

ど、明月記嘉祿三年安貞元正月十一日條に、

去九日兩女院御幸中略母院ねりぬき三御衣、同御薄衣、

唐綾御小袖、御袴白、女院、二重織物紅梅薄勾御衣十

同御小袖、紅御袴、宣旨三位在後純色織物二衣、唐綾

小袖二、白袴中略黃門薄色二衣、小袖(下略)

と見え、衣及小袖の中心的服飾品なりしこと明白

に知らる。袴も着裝狀態の完成を期するに際して

は必ず着用せられしが如し。然れども、平常は省

略せらるゝこと珍らしからざりき。是等の趣は繪

卷類によりて略これを確認し得べし。

當初外部に現はれし小袖は、白色の質素なるそれ

なりき。——後世までも古典的階級、乃至は古風

質實を尊ぶ人々は此種の品を着用せり。——され

ど逐次發達して華美艷麗の小袖を見ることがなれ

り。廣義門院御産記延慶四年三月二十五日條に、

今日姫宮御行始也中略豫調進御服等中略白唐織物三御小袖

註色々格子二御小袖地文色々筋二御小袖地文(下略)

畧石盤小龜

なごいへるもその一端なるべし。かく小袖の發達

を見しことは庶民階級によりて専ら保存せられし

非大陸式文化要素の再興を見んとする氣運と提携すといふべし。嘗て別編にも説きしが如く、小袖は東帯構成の一部分たるに先ち、獨立せし着装品なりし時代ありしと信せらるゝのみならず、遡て考ふるときは、或は半袖無袖式の軀幹包被物なりし時代ありしかと想像せらる。權記寛弘八年十月十六日條に、

辰時許行幸即裝束、先著烏帽、理蟬髮、着無袖、大口袂一襲、表袴、(以上尋常服)次纏羅襪、次位色小大袖
(私調之)條帶(下略)

文にいへる「無袖」は、予等の觀過を許さざる殆ど唯一の資料として、民間服飾の所謂「てなし」と相對し、原始的服裝の一型式を想像せしむ。我が上代の一定期間に所謂寒帶型ならざる着装品の勢力を占めしことありしは殆ど疑を納れず。「タスキ」「チハヤ」「コロモ」の如き語を以て表はさるゝもの、原型を想像すれば、それが熱帶型乃至准熱帶型の

ものなりしと解するの理由あるを覺ゆ。また狩衣直垂類を袴なしに着装する風なども、單に後世の習慣とのみは考へ難からむ。否むしろ土俗學上の一徵證とする價值ありといひつべし。

註

(1) 藤原式女裝考、小袖條國學院雜誌第二十九卷

(2) 古今著聞集卷二十所收の一語に「下薦の着る手なしさいぶ布着物を着て」云々の句みゆ。

(3) 及(4) 日本服飾史に概叙すべし。

(大正十三・六・三・夜)